

公益社团法人栃木県産業資源循環協会

協会だより

〒320-0043 宇都宮市桜 4-2-2 栃木県立美術館普及分館 3F TEL 028-612-8016/FAX 028-612-8017 http://www.tochigi-sanpai.or.jp



安全衛生に関する研修会を開催しました

2月13日(火)、宇都宮市のとちぎ福祉プラザにおいて、産業廃棄物処理業における労働安全衛生の向上と現場における労働災害の減少を図るため、安全衛生に関する研修会が開催され、協会員30名が参加しました。







【会場風景】

今年度も二階堂労働安全コンサルタント事務所の二階堂久氏を講師にお招きし、「機械や電動工具の運転操作による労働災害の防止について」のテーマのもと、令和5年度栃木県内の労働災害の発生状況や貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る労働安全衛生規則改正のポイントなどについて、動画や写真を用いて具体的な事例紹介やテスト形式などにより留意事項をご講義いただきました。

*協会では、毎月発行する当会報「協会だより」において、二階堂先生から労働安全衛生に係る記事を書いていただき、労働災害の未然防止に努めております。是非ご覧いただき、安全衛生対策や従業員の安全教育などに御活用ください。

【アンケート結果(抜粋)】

- ・安全に対する心構えが初心に戻りました。特に、KYTなどが参考になりました。
- ・これを機に、作業前には、安全を考えたものを用意して取り組みます。
- ・テールゲートリフターについて、よく理解できました。
- ・具体例が沢山あり、自分たちの業務に、自分自身にも落とし込むことができました。
- ・実例を交え非常に分かりやすい内容でした。社内で情報共有したいと思います。

■県内産業廃棄物処理施設で死亡事故発生

2月28日午前7時45分ごろ、栃木県内の産業廃棄物処理業者の工場で、ベルトコンベヤーの稼働前点検を行っていたところ、腕から頭にかけてベルトコンベヤーのローラーに巻き込まれ、間もなく死亡しました。皆様におかれましては、日頃より労働災害の防止に努めていることとは存じますが、今一度、安全衛生管理体制、安全衛生教育、健康管理などの自主点検をお願いいたします。

令和6年度許可等講習会について

日本産業廃棄物処理振興センターが実施する許可等講習会は、オンライン形式及び対面形式により開催され、栃木会場は全てオンライン形式になります。オンライン形式とは、事前にパソコンで講義動画を視聴して受講し、試験会場で修了試験を受ける2段階形式のオンライン型講習会です。 受講される方は、日本産業廃棄物処理振興センターのホームページから申込みください。ホームページ https://www.jwnet.or.jp

*受付開始日時 産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規、更新) 令和6年3月26日(火)9:00~ 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会 令和6年3月27日(水)9:00~

■栃木県の試験会場:コンセーレ 大ホール (1 F) 宇都宮市駒生 1-1-6 TEL028-624-1417

○【新規】産業廃棄物の収集・運搬課程

開催日時	時間	定員	受講料 (税込)
令和 6 年 7 月 4 日 (木)	13:40	150	25,300円
令和 7 年 1 月 30 日 (木)	10:00	150	25,300円

○【新規】産業廃棄物の処分課程(*収集・運搬課程と処分課程の同時受講する場合)

開催日時	時間	定員	受講料 (税込)	
令和 6 年 10 月 2 日 (水)	13:40	20	39,600円 *57,200円	

○【更新】産業廃棄物の収集・運搬課程

開催日時	時間	定員	受講料(税込)
令和 6 年 7 月 4 日 (木)	10:00	150	16,500円
令和 6 年 10 月 3 日 (木)	10:00	150	16,500円
令和 7 年 1 月 30 日 (木)	13:40	150	16,500円

○【更新】産業廃棄物の処分課程(*収集・運搬課程と処分課程の同時受講する場合)

開催日時	時間	定員	受講料 (税込)
令和 6 年 10 月 2 日 (水)	13:40	30	20,900円 *33,000円

○特別管理産業廃棄物管理責任者

開催日時	時間	定員	受講料 (税込)
令和 6 年 7 月 5 日 (金)	10:00	150	13,200円
令和 6 年 10 月 2 日 (水)	10:00	150	13,200円

≪当協会で受講申込み・講義動画が視聴できます!≫

当協会では、パソコンをお持ちではない方、パソコン操作が苦手な方、Web 環境が整っていない方などを対象に、受講申込みや講義動画の視聴について御支援いたします。当協会への別途負担は発生しません(講習会受講料のみ)。是非、御相談ください。TEL028-612-8016*受講申し込みから、受験までの流れ

- ①当協会へ連絡後に来所。協会のパソコンで受講申込みの手続きを行う。
- ②送付先住所に届いたテキストを協会に持参。栃木県立美術館普及分館会議室にてオンラインで「講義動画」を視聴。
- ③受験日時に試験会場(コンセーレ)に行き、試験を受ける。

【青年部】 関東ブロック 新春講演会及び賀詞交歓会を開催しました

2月16日(金)、東京都台東区の浅草ビューホテルにおいて、青年部協議会関東ブロック 新春講演会及び賀詞交歓会が、東京都台東区の浅草ビューホテルにおいて開催され、1都 7県の青年部員及び来賓者など97名(当協会13名)が参集しました。

○新春講演会

議題 パフォーマンスを上げる「内発的やる気」の組織作り

講師 ココロツクル株式会社 谷野隆太氏

モチベーションを自然と高めるために、どのような思考や行動が必要なのかを理解し、目的達成に向けて実践につなげるためのポイントなどについてご講演頂きました。

○賀詞交歓会

伊澤関東ブロック長が主催者挨拶を述べた後、青年部OBであり(一社)東京都産業資源循環協会の加藤副会長から祝辞を頂戴しました。その後、設楽直前関東ブロック長のご発声により乾杯を行い、祝宴へと移行しました。会場は、名刺を交換している方や談笑している姿が会場のあちらこちらでみられ、青年部同士の交流を深めている光景が見えました。最後に閉会の辞として、来年度交流会開催担当地である栃木協会の小林部長より、設営を行った東京協会への感謝の言葉と今後の業界発展や会員企業の繁栄を祈念し、盛会裏に終了しました。



【新春講演会 講演する谷野氏】



【新春講演会 会場風景】



【賀詞交歓会 会場風景】



【賀詞交歓会 栃木協会青年部】

- 青年部に入部しませんか-

青年部は、(公社)栃木県産業資源循環協会の組織の一員として、協会が実施する事業への参加・協力及び全国産業資源循環連合会青年部協議会等の事業に参加するなど、部員の人材育成に積極的に取り組んでいます。令和6年3月1日現在、29名の部員がおりますが、より多くの協会員に賛同いただき、部員の資質向上と連携強化を図ることにより、部員が所属する貴社におかれましても発展の一助になると考えております。

是非、御入部いただきますようお願いいたします。TEL028-612-8016

~会社訪問~

≪会社訪問≫ 今回は、正会員の 熊本株式会社 を訪問しました。

1 会社概要

会社名 : 熊本株式会社 代表取締役 熊本勇治

本 店 : 栃木県宇都宮市松原 2-7-35

TEL 028-612-5261 FAX 028-612-5263

ホームページ https://ks-kumamoto.co.jp 設 立:平成24年6月6日 従業員12人

2 許可の取得状況

○産業廃棄物収集運搬業 栃木県 00900174154

○建設業

栃木県知事 一般 第23985号

3 事業概要

解体工事業・土木工事業・とび・土工工事業・石工事業 鋼構造作物工事業・舗装工事業・しゅんせつ工事業・水道施設工事業

4 会社からひと言

KUMAMOTO は「環境にやさしい解体工事」を目指し、すべての解体工事に対応できるよう、日々 邁進し続けております。

現場の安全はもとより、工事と産業廃棄物処理の法令順守を徹底し、「解体・廃棄物処理」だけではなく、お客様・近隣の皆様の生活と安全・環境を守り、プロとしてのお客様との大切な関係を繋いでいけるよう努めております。

また、栃木県産業資源循環協会・栃木県解体工事業協会会員として、業界の問題点の改善とイメージアップを図り、環境にやさしい解体工法やきめ細かな廃棄物の分別方法を導入し、ICT・Iotへの積極的な対応で、安心して暮らせる街づくりに貢献しながら、ともに働く喜びを感じられる会社を目指し、29番目の専門業種である「解体工事業」、そして社会の静脈産業である産業廃棄物のリサイクルを軸としてお客様のご要望にお応えしながら、社会貢献に繋げて参ります。

是非、当社にご相談いただけますよう宜しくお願い致します。



≪会社のPRをしませんか≫

「会社訪問」のページに掲載していただける会員の方を募集しております。情報発信のツールとして、御活用ください。詳細につきましては、協会まで御連絡ください。TEL028-612-8016



佐藤泉法律事務所

LAW OFFICE OF IZUMI SATO

代表者: 弁護士 佐藤 泉

〒104 - 0061 東京都中央区銀座1丁目16-6 鈴常ビル4階 TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 http://satoizumilaw.com

Column

○再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクル

2024年1月30日、経済産業省は「再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討会」の中間とりまとめを公表しました。

2011 年に制定された再生可能エネルギー特別措置法に基づく固定価格買取制度により、多くの太陽光発電施設等が設置されました。今後太陽光パネルなどが大量廃棄されるため、そのリサイクル技術の進歩が期待されています。そこで、経済産業省は検討会を開催し、その中間とりまとめを公表しています。施設の長寿命化、機器のリユース促進とともに、太陽光パネルの含有物質等の情報提供として、製造事業者等が型式登録の際に4物質(鉛、カドミウム、ヒ素、セレン)の含有情報や製造期間の情報を登録可能とするとともに、今後は含有物質情報のある型式登録されたパネルのみを使用可能にすることにしました。

https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/disposal_recycle/

https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/disposal_recycle/pdf/20240130_1.pdf

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和6年2月26日掲載)

○静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築

環境省は2023年7月から2024年1月まで「静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築に係る小委員会」を開催し、その報告書として「脱炭素型資源循環システムの構築に向けた具体的な施策のあり方について(案)」を公表しました。

廃棄物処理法は適正処理を主な目的として規制を行っていますが、資源循環、脱炭素を進めるためには産業競争力強化・技術開発の促進などが必要となっています。そこで、この委員会では主な施策として、動静脈連携、官民の連携処理システムなどが提案されています。この報告書が、今後法改正及び立法にどのように影響するか、注目されます。

https://www.env.go.jp/council/03recvcle/voshi03-15.html

https://www.env.go.jp/council/content/03recycle06/000191382.pdf

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和6年2月19日掲載)

○水銀汚染防止法施行令改正

2023年12月1日、水銀汚染防止法施行令が改正され、新たに5つの製品が特定特定使用製品として追加されました。

水銀汚染防止法は、水俣条約に基づき、水銀の掘採、水銀使用製品の製造等規制を行っています。今回の改正では、以下の製品が規制対象となり、製造等が禁止されることになりました。

①脈波検査用器具に用いられるひずみゲージ、②真空ポンプ ③車両の重量の均衡を保つために 車輪に装着して用いられるおもり、④写真フィルム及び印画紙。⑤宇宙飛行隊(人工衛星を含む。) に用いられる推進薬

2025年1月1日が施行予定日となっています。

https://www.meti.go.jp/press/2023/11/20231128003/20231128003.html

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和6年2月13日掲載)

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう!





今回の宿題は積替えの「収集運搬基準」でしたね。では、確認していきましょう。

宿題Q,次の産業廃棄物収集運搬車の表示義務について誤っているものはどれか。

- (1)産業廃棄物の収集又は運搬に供する運搬車である旨とは「産業廃棄物収集運搬車」等の表示である
- (2)「氏名又は名称」と「許可番号」は90ポイント以上の大きさの文字で表示し、「許可番号」 については下6桁以上で表示しなければならない
- (3) 市町村が自ら運搬を行う車両は表示を行わなくてよい
- (4) 委託されて産業廃棄物を運搬する場合の車両には「産業廃棄物収集運搬車」「氏名又は名称」 「許可番号」の3項目の表示でよい
- (5) 自己の産業廃棄物を運搬する場合の車両には「産業廃棄物収集運搬車」「氏名又は名称」の2 項目の表示でよい

【解説】

平成17年4月1日から産業廃棄物運搬車への表示及び書面の備え付け(携帯)が義務付けられている。(省令第7条の2の2)

運搬車への表示と書面の携帯は、産業廃棄物収集運搬業の許可業者が委託を受けて運搬する場合だけでなく、排出事業者が産業廃棄物の自己運搬を行う場合も必要となっている。

産業廃棄物を運搬する際は、運搬車に下記の項目を表示する必要がある。

表示事項

排出事業者が自己運搬を行う場合

「産業廃棄物の収集又は運搬に供する運搬車である旨」

「氏名又は名称」

許可業者が委託を受けて運搬する場合

「産業廃棄物の収集又は運搬に供する運搬車である旨」

「氏名又は名称」

「許可番号(下6桁)

正解 (3)

この問題は日ごろ収集運搬業務をやっていらっしゃる皆さんであれば即答だったと思います。 次も自社の車両表示を思い浮かべれば簡単かも知れません。

- Q、次の産業廃棄物収集運搬車両の表示義務について誤っているものはどれか。
- (1)産業廃棄物のみを取り扱う場合において、産業廃棄物の収集又は運搬に供する運搬車である 旨とは「産業廃棄物収集運搬車」等の表示でよい
- (2) 表示は車両の両側面に行ってあれば、前後面に行わなくてよい
- (3)特別管理産業廃棄物を取り扱う場合であっても、産業廃棄物の収集又は運搬に供する運搬車

~廃棄物処理問題~

である旨とは「産業廃棄物収集運搬車」等の表示であり、「特別管理」を加える「特別管理産業廃棄物収集運搬車」とする必要はない

- (4)特別管理産業廃棄物を取り扱う場合の表示は文字及び数字の色彩は黒色、地の色彩は黄色で表示しなければならない
- (5) 産業廃棄物を取り扱う場合の表示は、識別しやすい色の文字で表示しなければならない

【解説】

車両表示については、特に特別管理産業廃棄物を収集運搬する場合、普通の産業廃棄物と異なる 特別な規定はない。

正解 (4)

昭和の終わりから平成の10年代あたりまでは、全国各地で大規模な不法投棄が相次ぎ、産業廃棄物に対する世間の風当たりが非常に強い時代でした。

多くの許可業者は真面目にやっていたのに、世間は「産廃」と言うだけで悪者扱いした時代です。 そこで、変にこそこそやるから不審の目で見られる。不正なことなど一つも無い、堂々と「私は 産業廃棄物を運搬しているんだ」と表明していこうという趣旨もあったと思います。

なので、一般の人が見て判ることが第一条件。そのため、文字の大きさや「識別しやすい色の文字」と言うことまで規定されています。

そのような趣旨ですから、詳細に特別管理産業廃棄物を別扱いにする必要はありません。よって、 普通の産廃の収集運搬車両で特管産廃も運搬可能です。また、以前にも紹介しましたが掲示する 許可番号は他の都道府県でもそのまま使えるように「全国共通の下 6 桁」とした経緯もあるよう です。



さて、今回の宿題は廃棄物処理法では一番知られている条文から出題です。



宿題Q

次のうち、廃棄物処理法第16条の投棄禁止について、誤っているものはどれか。

- (1) 投棄禁止は、事業者、廃棄物処理業者などの事業活動に伴うものに限られ、一般人は対象と ならないものである
- (2) 投棄禁止は、一般廃棄物、産業廃棄物にかかわらずすべての廃棄物が対象となるものである
- (3) 投棄禁止は、事業場内、廃棄物中間処理場、廃棄物最終処分場にかかわらず、場所の使用形態にかかわらず対象となるものである
- (4) 投棄禁止は、自己所有地、借地など、場所の権利関係にかかわらず対象となるものである
- (5) 投棄禁止は、土地に埋めることのみならず、大量の廃棄物を地上に放置していた場合も対象 となるものである









春の交通安全県民総ぐるみ運動

令和6(2024)年4月6日(土曜日)から4月15日(月曜日)までの10日間、春の交通安全県民総ぐるみ運動が実施されます。

2月の「労働安全衛生に関する研修会」では、道路標示の確認をしました(一部抜粋、その他は協会に問合せ)。運動の一環として、各社の安全衛生委員会や朝礼で活用してください。[解答は文末]

【問題1】(10点×5=50点)		
次の標示の説明が正しけれ	ば「○」、誤っていれば「×」を	
解答欄に記入してください。		【解答欄】
(A)	「左の標示がある場所では、駐車は	(A)
	できないが停車することはできる。」	
(B) / 「	「左の標示がある通行帯は、普通自動車	(B)
	も通行することができるが、路面バス	
	などが近づいてきたときは、すみやか	
7-9	にそこから出なければならない。」	
(C)	「左の標示は、前方に横断歩道または	(C)
Ad	自転車横断帯があることを示して いる。」	
(D)	「左の路側帯は、軽車両の通行はでき	(D)
路	るが、車が中に入って駐停車する	
側 車 車 車 帯 川 道 帯	ことは禁止されている。」	
(E) 境車—	「左の標示があるところでは、車は	(E)
な	矢印のように進路を変えてはなら	
	ない。」	

~ワンポイント安全衛生~

春の交通安全県民総ぐるみ運動の重点は、下記の3点です。

収集運搬車両や営業の運転者は、2番目の項目(黄色で着色)の順守が、最も大切です。

【運動の重点】

- ・こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- ・歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- ・自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守



横断歩道は歩行者優先! 「思いやり・ ゆずり合い」 運転を心がけましょう

横断歩道は歩行者優先です。運転者には横断歩道手前での減速義務や 停止義務があります。 歩行者の横断を妨げないようにしましょう。歩行者や他の車両に対する 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを

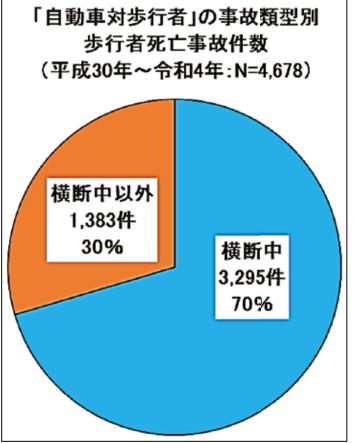
持って運転しましょう。

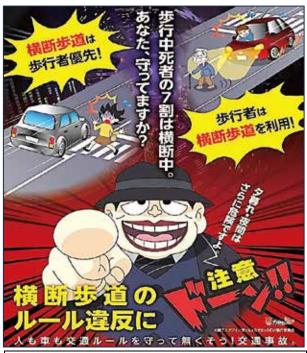


横断歩道は歩行者優先

道路の横断に関連して、警視庁HPのデータを紹介します。

自動車と歩行者が衝突した交通死亡事故は 4,678 件 発生しており、約7割の 3,295 件は歩行者が横断中の 事故です(円グラフはデータを基に作成)。





● 罰則等

○横断歩道等における歩行者等の優先

罰 則 3月以下の懲役

又は5万円以下の罰金等

反 則 金 大型車1万2千円、普通車9千円、

二輪車7千円、原付車6千円

基礎点数 2点

○横断歩道のない交差点における歩行者の優先

引 則 3月以下の懲役

又は5万円以下の罰金

反 則 金 大型車1万2千円、普通車9千円、

二輪車7千円、原付車6千円

基礎点数 2点

【標示問題の解答】(A)×〔駐停車禁止〕、 (B) O、 (C)×〔優先道路の標示、横断歩道は◇標示〕

(D) × 〔軽車両の通行はできる➡できない(歩行者用路側帯)〕、 (E) × 〔白線側からは進路を変えてよい〕

CSP労働安全コンサルタント (Certified Safety Professional Consultant) とは、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会より継続的に研鑽を積んでいると認定され称号使用を許可された者

こんな時、どうするの?

低濃度の PCB を含有かもしれない機器、水銀を含有?蛍光灯、電池入り 製品を廃棄したいです。



今年協会にあった相談を解決するための参考情報をまとめて紹介します。

低濃度 PCB 廃棄物早期処理情報サイト http://pcb-soukishori.env.go.jp/teinoudo/about/basic.html 低濃度 PCB パンフレット http://pcb-soukishori.env.go.jp/teinoudo/pdf/pamphlet.pdf

- ・低濃 PCB 廃棄物とは、0.00005%(=0.5mg/kg)超、0.5%以下。
- ・ただし、塗膜くずや感圧複写紙のように可燃性 PCB 汚染物は 10% (=100,000mg/kg)を境に高濃度と低濃度を分類。
- ・平成2年(1990年)まで行われた再生絶縁油の製造・流通・ 使用の過程で、意図せずに汚染された「PCBを使用していないはずの電気機器」があると推定。・存在量が多い。
- ・無害化処理認定施設や知事等が許可する施設で処理。





水銀使用製品 https://www.env.go.jp/content/900537042.pdf

一般照明用蛍光灯の製造・輸出入を段階的廃止 https://www.env.go.jp/content/000200659.pdf

- ・蛍光灯などの製品に含まれる懸念のある水銀使用製品リスト、 表示の記号から水銀使用製品かどうかを判別できる。
- ・一般照明用の蛍光灯の製造、輸出入について、R9 年までに 段階的に廃止。既製造物の売買、使用は可能。(R7.1.1 施行)





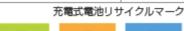
電池工業会 https://www.baj.or.jp/battery/lead-acid/index.html

- ・産業用電池で充電式電池には、右の リサイクルマークあり。事業で使用した 小型充電式電池は JBRC の HP 参照。
- ・バッテリーについては、製造者が広域 認定事業者として回収している。
- ・R6.3.6 現在の認定事業者は5者

古河電池(株)

(株)GS ユアサ

昭和電工マテリアルズ㈱ エナジーシステムサービスジャパン㈱ ㈱GS ユアサ エナジー













JBRC:ご案内 https://www.jbrc.com/

小型充電式電池の回収 https://www.jbrc.com/whats_jbrc/business/#
リサイクル方法(事業者)https://www.jbrc.com/project/recycling_method/

JBRC のご案内

- ・『資源有効利用促進法』に電池 メーカー、電池使用機器メーカ ー、輸入事業者等などに、小型 充電式電池の回収・再資源化 の義務づけがあり。
- ・JBRC はこれらの事業者などを会員とし、小型充電式電池のリサイクルを共同実施。







小型充電式電池回収

リサイクル方法(事業者)

令和6年度から産業廃棄物処理業実績報告が変わります!

毎年、栃木県から産業廃棄物処理業者の皆様に対して、前年度の産業廃棄物または特別管理産業廃棄物の処理実績について報告をお願いしているところです。

<u>令和6年度(令和5年度の実績報告分)から</u>、報告対象者及び提出方法が変更になるため、お知らせします。

変更① 報告対象者が変わります!

- (旧)•産業廃棄物収集運搬業者
- 特別管理産業廃棄物収集運搬業者
- 産業廃棄物処分業者
- 特別管理産業廃棄物処分業者
- (新)・産業廃棄物処分業者 ※収集運搬業者は報告不要
- 特別管理産業廃棄物処分業者

変更② 提出方法が変わります!

- (旧)・窓口持参による提出 ・郵送による提出 ・電子申請システムによる提出
- (新) 原則、電子申請システムによる提出をお願いします。

電子申請システム URL

https://apply.e-tumo.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList_initDisplay,action

産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者の皆様には、令和6年5月末頃までに処分実績の報告についての依頼文書をお送りする予定ですので、ご協力をお願いします。

ご不明な点については、以下までお問合せください。

(問合せ先)

栃木県環境森林部資源循環推進課審查指導班

TEL:028-623-3154 Email: shinsa-shidou@pref.tochigi.lg.jp

● 安全衛生教育で労働災害を防ぐ

- 未熟練労働者には安全衛生教育を繰り返し行うことが特に重要

ア 未熟練労働者には安全衛生教育が特に重要

安全衛生教育はなぜ必要なのでしょうか。

職場には、様々な危険があり、そのため労働災害が未だに多数発生しています。

労働災害を防止するためには、次のことが必要です。

- 「① 作業環境である設備などモノの面で「不安全な状態」にならないようにすること
- ② 作業者自身という人の面で「不安全な行動」とならないようにすること

特に未熟練労働者の場合は、職場での作業にまだまだ十分に慣れていないため、不安全な行動をしても危険な状態とならないよう、機械や設備面からの安全対策がまず必要です。

一方、危険への認識が薄く、安全な作業方法も十分には身についていないという側面もあります。したがって、②の不安全な行動をなくすということも大変重要です。

このため、「安全衛生教育」が重要となり、労働安全衛生法でも雇入れ時や作業内容変更 時の安全衛生教育を事業者に義務付けています。

未熟練労働者は、職場にある危険を危険と感じていない場合が多いと言われます。安全衛生教育は、このような自ら危険を回避し安全な作業を行うことが十分でない者に対し、どのようにしたら職場で危険を回避し、安全に作業ができるかということについて理解をしていただき、身につけてもらうために行うものです。また、安全な作業・行動が自然にできるよう身につけることが重要で、雇入れ時の安全衛生教育の後も、繰り返し安全教育を行う必要があります。

イ 安全衛生教育の内容

未熟練労働者に対する安全衛生教育では何を教育したらよいのでしょうか。労働安全衛生 規則第35条では下記の8項目が示されています。

未熟練労働者に対し、雇入れ時や雇入れ後に効果的な教育を実施するための具体的な項目 として、次のページで「未熟練労働者に対する安全衛生教育の流れ」を紹介しました。これ らの項目を参考に安全衛生教育を実施しましょう。

なお、各項目の詳細は16ページ以降の「Ⅱ 未熟練労働者に対する安全衛生教育の流れ」 で説明しています。

(参考)【労働安全衛生規則第35条】

- ① 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
- ② 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
- ③ 作業手順に関すること。
- ④ 作業開始時の点検に関すること。
- ⑤ 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
- ⑥ 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
- ⑦ 事故時等における応急措置及び退避に関すること。
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

安全衛生教育は繰り返しの実施と確認が大切です

安全は知っているだけでなく、実際に安全に作業ができなければ意味がありません。

特に、未熟練労働者は、1回の安全衛生教育だけでは安全な作業を身につけるのは難しいです。 労働者を雇い入れたときや、まだ仕事に十分慣れない間は、従事する作業等に関する安全衛生 教育を繰り返し実施し、身に付けさせることが大切です。

このため、多くの事業場で雇入れ後も、例えば、1週間後、1月後、3月後、6月後、1年後 などに繰り返し安全衛生教育を実施しています。その<mark>習得度合いのチェック</mark>もしましょう。 習得度確認の例を次に紹介します。

安全衛生教育で気をつけること

安全衛生教育を受ける未熟練労働者は、仕事そのものに慣れていないこともあり、難しい言葉を使わず、分かりやすく、そして一方的なものとならないよう、以下の点に注意して、実施しましょう。

教え方の注意

① 受講者の立場に立って教える

教育する上で一番重要なのは、受講者が内容を理解して、実践することです。 そのためにも、受講者のレベルやペースに合わせて、理解を確認しつつ進めることが大切です。

② 具体的に教える

「きちんと」、「ていねいに」などと言っても、その「程度」はなかなか伝わりません。 「きちんと置く」のであれば「Aの場所に3段まで積み上げる」、「ていねいに取り扱う」 のであれば「箱の底を両手で持つ」というように、具体的な言葉で説明しましょう。状況に 応じて、見本や写真などを示すことも有効です。

③ 理由を伝える

「理由」を教えなければ、何故それをしなくてはいけないのかがわからず、受講者の記憶に残らない可能性が高くなります。「しなければならないこと/してはいけないこと」だけでなく、「しなければならない理由/してはいけない理由」も説明し、受講者が根拠に基づいて正しく行動できるようにしましょう。

④ 順序良く教える

簡単なことからはじめて、次第に難しいことを説明する、全体に触れてから個別の内容を説明する など、受講者が受け入れやすいように説明する順番を工夫しましょう。

⑤ 外部専門機関等を活用する

専門的な内容を、体系立てて効果的に教育するのは容易ではありません。必要に応じて、 中央労働災害防止協会などの外部の専門機関や、経験豊かな労働安全コンサルタント、労働 衛生コンサルタント等の専門家を活用するなどして、効率よく、そして効果の高い教育を実 施しましょう。



雇用形態等に配慮した安全衛生教育

雇入れ時等の安全衛生教育については、雇用形態(正社員、非正規労働者)、年齢、性別等を問わず、すべての未熟練労働者を対象として実施する必要がありますが、より効果的な教育とするためには、雇用形態等に配慮することが望まれます。

<共通する事項>

- ◆ 正社員と非正規労働者が一緒に働いている場合はそのコミュニケーションをよくする ことは災害防止上大切です。
- ◆ さまざまな安全衛生の取組や安全衛生の会議で、正社員と非正規の労働者が一緒に取り組むことはコミュニケーションをよくする効果があります。
- ◆ 点検、清掃等の非定常作業や共同作業において、作業者間の対応の食い違いが生じないよう留意が必要です。
- ◆ 機械の非常停止装置は実際にやらせて、非常時に実行できるようにしておくことが大 切です。

① 外国人労働者に対する安全衛生教育

- ◆ 言葉や生活習慣の違いを踏まえ、とりわけ意思疎通の不足による災害発生を考えた安全衛生対策が必要です。
- ◆ 安全衛生教育では言葉での教育は理解が難しいことを踏まえ、見ただけでわかるようイラストや動画を使った教育とすること。
- ◆ 安全衛生の注意標識は、よくその内容が理解されるよう教育を実施すること。
- ◆ 異常な事態を知らせる日本語を教えておくことも大切です。

② 高年齢労働者に対する安全衛生教育

- ◆ 身体機能の低下の影響とそのための対策についての教育を実施すること。
- ◆ 新しいことへの対応が難しいことから、繰り返し教育を行うこと。

建設業で作業指揮者等をヘルメットの色分けで明確にしている例ですが、リーダーや未熟練労働者等をヘルメットや着衣、帽子等で色分けし、未熟練労働者が安全な作業を行っているか注意を払うことも行われています。

(大阪労働局「安全見える化事例集」より)







ヒヤリ・ハット事例を紹介する

ア 「はさまれ・巻き込まれ」の事例

<搬送用コンベヤーの異物除去中、手が巻き込まれそうになった>

搬送用コンベヤーを運転中に異物除去を行っていたため、ウェスが 引っ掛かり手が巻き込まれそうになった。

<原因>

ベルトコンベヤーを停止させることなく、手で異物除去を行ったこと。

<対策>

清掃、異物・生地・包装紙等の除去、検査、修理等の作業を行う際は、機械を止め、確実に停止したことを確認してから作業を行うこと。



<ごみ収集車の車両点検中、テールゲートが急に下降した>

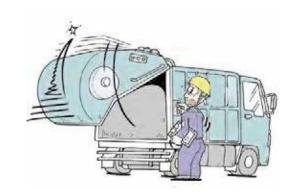
ごみ収集車(パッカー車)の車両点検で、荷箱とテールゲートの接合部の点検をするため テールゲートを上昇させているときに、テールゲートが急に下降した。

<原因>

テールゲートを支える部品が、折損し車体 から外れた。

<対策>

テールゲートが稼働中は、可動範囲には立 ち入らないこと。



イ「墜落・転落」の事例

<ゴミ収集車に接近し、ピット内に落ちそうになった>

ゴミ捨てピットへ、後進するゴミ収集車を所定の位置まで誘導し、後方へ下がったところ、隣に後進してきた他のゴミ収集車と接近し、ピット内に墜落しそうになった。

<原因>

- ・ゴミ収集車の運転者が後方の確認を行わずに車を後進させたこと。
- ・誘導員が移動する際に周囲の確認を怠ったこと。

<対策>

・場内では、車両、人とも周囲を確認しながら移動すること。



<小型トラック荷台上でシート掛け作業中に足を踏みはずしそうになった>

廃棄書類(1個15kg) が入った段ボール25個をトラックに積み込んだあとシート掛け作業に入った。 左側にシートを張ったのち、全面にシートを張るため右側の荷とあおりの間を移動中、足元がふらつき 転落しそうになった。

<原因>

- ・不安全な足場(あおりとダンボール)を移動した。
- ・急いでいたため足元を確かめなかった。

<対策>

- ・積み付け積み卸し作業は、安全な足場設備を準備する。
- ・シート掛け、シートはずし作業では、作業台を準備して、足元が不安全な状態での作業をしないようにする。
- ・保護帽を着用する。



募集しても 人がこない

誰かが病気になったら どうしよう・・・

最近、ケ**ガする** 人が多い・・・



とちぎ健康経営事業所 を目指しませんか?

栃木県では、従業員の健康づくりに取り組む事業所を「とちぎ健康経営事業所」と して認定しています。

「健康経営®」とは、従業員などの健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することです。経営理念に基づき、従業員の健康保持・増進に取り組むことで、組織の活性化や生産性の向上、企業価値の向上などの効果が期待されます。

健康経営に取り組むとこんなメリットが!

離職率が 減る!

- ●『とちぎ健康経営事業所』として公表
- 『健康長寿とちぎづくり表彰』で入賞 (健康経営部門で表彰される)
- **▶▶▶企業のイメージアップ**につながる ��
- **▶▶▶就職先として選ばれる!**

病気のリスクが減る! 労災・事故リスクが減る

詳しくは裏面を チェック!



Q 健康経営が就職先の決め手になるか

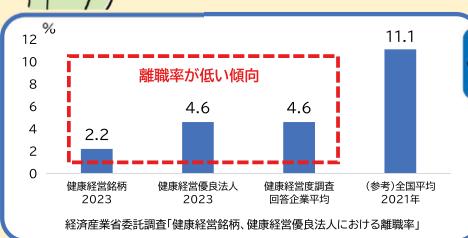
※2023年度 日経リサーチ 調査結果 「就活生・転職者に関する調査」



全く決め手にならない <mark>最も重要な決め手になる</mark> 8.7% **8.4**%

あまり決め手に ならない 30.9%

重要な決め手の一つになる 52.0%



v 離職率の 低下に!



さらに!!

とちぎ健康経営事業所の認定を受けると・・・ ハローワークの求人票等への記載などのインセンティブがあります。

認定基準や インセンティブ、 制度の詳細はこちら



健康長寿とちぎWeb





令和6年の申請受付は4月1日(月)~6月7日(金)です

協会けんぽ栃木支部 加入事業所は・・・ 『協会けんぽ栃木支部 企画総務グループ』

2028-616-1692

健保連栃木連合会 会員組合加入事業所は・・・ 『健康保険組合連合会栃木連合会』

2028-612-6910

その他の事業所は・・・

『栃木県 保健福祉部 健康増進課』

2028-623-3094

加入保険者により、申請書の提出先が異なります。

まずは、保険者の『健康経営宣言』が必要です。加入保険者にお問い合わせください。

制度に関するお問い合わせ 栃木県健康増進課 健康長寿推進班 028-623-3094

栃木県内のまつり・イベント情報(3月・4月)



				Discover your Tockigs	~ <i>F</i> 🔻
期日	名称	市町名	場所(集合場所)	問い合わせ	TEL
2月1日(木)~3月31日 (日)	きぬ姫まつり	日 光 市	鬼怒川温泉街 (日光市鬼怒川温泉)	鬼怒川·川治温泉旅館協 同組合	0288-77-1039
3月16日(土)~17日 (日) 17:00~20:00	今市夜市~今いける市へ~	日 光 市	報徳二宮神社敷地内及 び二宮神社会館 (日光市今市)	(一社)日光市観光協会	0288-22-1525
3月17日(日)~4月14日 (日)	 おやま二千本桜まつり 	小山市	小山市内各所	おやま二千本桜まつり実行委員会	0285-30-4772
3月20日(水)~5月6日 (月) 10:00~17:30	第45回天平の花まつり	下野市	天平の丘公園 (下野市国分寺993-1)	(一社)下野市観光協会	0285-39-6900
3月23日(土)~4月21日 (日)	大田原市さくら祭	大田原市	・龍城公園 (大田原市山の手2丁目) ・龍頭公園 (大田原市城山2丁目)	大田原市観光協会	0287–54–1110
3月23日(土)~24日 (日) 10:00~16:00 ※24日は16:00まで	塩原湯けむり餃子祭り2024	那須塩原市	塩原温泉湯っ歩の里 (那須塩原市塩原602- 1)	塩原温泉観光協会	0287-32-4000
3月29日(金)、 30日(土)、 31日(日)、 4月5日(金)、 6日(土)、 7日(日)、 12日(金)、 13日(土)、 14日(日)、 19日(金)、 20日(土)、 21日(日) ※延べ12日間	大つけ麺博PRESENTS 最強ラーメン祭IN小山2024	小山市	小山御殿広場 (小山市中央町1丁目1- 1)	大つけ麺博PRESENTS 最強ラーメン祭実行委員 会事務局	03-3401-6652
3月30日(土)~4月30日 (火)	芝ざくらまつり	市貝町	芝ざくら公園 (芳賀郡市貝町見上 614-1)	市貝町観光協会	0285-68-3483
3月31日(日) 8:00~15:00頃	岩崎観世音大祭	日光市	岩崎観世音堂 (日光市岩崎1686)	(一社)日光市観光協会	0288-22-1525
4月1日(月)~5月5日 (日)	鯉のぼりの群雄	小山市	小山総合公園内森のは らっぱ (小山市外城371-1)	(一社)小山市観光協会	0285-30-4772
4月中旬 ~5月中旬(予 定)	板室温泉こいのぼり	那 須 塩 原市	板室温泉地内中川河川 敷 (那須塩原市板室)	黒磯観光協会	0287-62-7155
4月13日(土)~5月15日 (水)	あしかがフラワーパーク 「ふじのはな物語〜大藤まつ り2024〜」	足利市	あしかがフラワーパーク (足利市迫間町607)	あしかがフラワーパーク	0284-91-4939
-					

[※]イベント中止等の場合がありますので、お出かけの際は上記にお問い合わせください。

ライフプランコラム「いま、できる、こと」

もう5年以上前のことになりますが、「ちびまる子ちゃん」で有名なさくらももこさんが、53歳という若さで乳がんのため亡くなられたこと、覚えていらっしゃいますでしょうか。このコラムでは、何度となく「人生100年時代」という話をしていますが、今回はその当時、さくらさんの訃報に触れて、私が認識を新たにしたことを紹介します。

まず、「人生100年時代」とは、日本人の寿命が年々伸びていることが背景です。でも一方で、さくらさんのように若くして亡くなられる方もいらっしゃる、ということ。当たり前と言えばそうですが、「長生きリスクの"リスク"とは何か?」を改めて考えると、「思った以上に長生きする」というだけではなく、「寿命の幅が広がっている」、つまり、「長生きの不確実性が増している」ということではないか、と思い至りました。想定外かつ不確実だからこそ、ライフプランというものが、親世代よりも難しいものになっている、と言えるのかも知れません。

次に、さくらさんが「がん」で亡くなられた、ということに関してです。以前、このコラムでも、がんへの備えとして「保険」や「貯蓄」の話を紹介しましたが、それはあくまでも、がんのリスクを回避する最後の手段と言えます。そして、がんへの備えとしては、その前に「がんのリスクを軽減する」、つまり、「がんにならないように生活習慣等を改める」ことが、我々現役世代がまず取り組むべき「いま、できる、こと」になるはずです。そんな思いから、色々と調べてみたところ、「がんを防ぐための新12か条」なるものを見つけましたのでご紹介します。

■がんを防ぐための新12か条※

1条	たばこは吸わない
2条	他人のたばこの煙を避ける
3条	お酒はほとほどに
4条	バランスのとれた食生活を
5条	塩辛い食品は控えめに
6条	野菜や果物は不足にならない
	ように
7条	適度に運動
8条	適切な体重維持
9条	ウイルスや細菌の感染予防と 治療
10条	定期的ながん検診を
11条	身体の異常に気がついたら、 すぐに受診を
12条	正しいがん情報でがんを知ることから

最後に、早世した有名人はたくさんいるのですが「なぜ、さくらさん?」という点です。これはたまたまなのですが、さくらさんの訃報後、静岡の清水港にある「ちびまる子ちゃんランド」に立ち寄る機会があったからです。当時、入口の記帳台は長蛇の列でしたが、その時、フト、自分が小学生の頃の記憶が蘇りました。幼心に「漫画の主人公は死なないから羨ましい」と思っていたことです。まるちゃんは永遠の小学3年生ですからね(笑)。

その話を妻にしたところ、「私はゴルゴ13に早く 死んでもらいたい。 でないと我が家が 漫画だらけになる から」と切り返され ました…(苦笑)。



大和証券 ライフプランビジネス部 2024/2/19作成

会員へのメール配信サービスを始めました。是非ご活用ください!

当協会では、行政や関係団体からの法改正や各種研修会の案内等をホームページや郵送 等により情報提供を行っておりますが、より早く情報を届けるため、新たな情報発信のツ ールとして、電子メールでの配信も並行して行うこととなりました。

つきましては、電子メールでの配信を希望される会員は、次の内容を入力して当協会宛 にメールくださいますようお願いいたします。

≪登録方法のご案内≫

- ■送信先:協会 e-mail info@tochigi-sanpai.or.jp
- *メール件名に「メール配信希望、会社名」を入力
- *本文に ①会社名、②担当者、役職名、③電話番号、④送信先のメールアドレスを入力 何かご不明な点がございましたら、協会事務局までご連絡ください。TEL028-612-8016

【協会員の皆様へ】 -許可証の変更等について-

当協会では、協会員の皆様からご提出いただいた許可証を基に会員名簿を作成し情報管理を行っております。この情報を基に、排出事業者等からのお問い合わせがあった際には住所や該当品目等に応じた会員の紹介を行っております。最新情報を正確に提供させていただくためにも、許可証等会員企業情報に変更があった際には変更届を送付いたしますので当協会までご連絡ください。

- □氏名(法人にあっては名称又は代表者の氏名)又は住所もしくは事業所又は事業場の所在地を変更したとき(TEL 又は FAX 番号の変更も含む)
- □廃棄物処理法に基づく許可を追加取得、又は変更及び廃止したとき(許可証の写しを添付)

一編集後記一

2月 13 日、二階堂先生に労働災害防止の講和をしていただく中で、荷役(にやく)作業時の転落や 転倒、刈り払い機使用時の死亡事故などの事例紹介がありました。はじめは誰もうまくできません。雇 い入れや就業時の教育があり、熟練していきます。熟練者にも安全教育が繰り返し実施されますが、事 故は起こってしまいます。

以前、自動車工場で、卓越する技術を持った工員さんの帽子に「職能」と漢字二文字のワッペンが付けられ、技の評価を見える化していると聞きました。研磨などの職人は計測機なしに同じ厚さの製品をいくつも作れると聞きます。プロの熟練技に油断はなく、危険が伴う場面でも怪我や事故を避けられているのでしょう。

昨夏、災害廃棄物の撤去現場で、腕力がいるのに自然なリズムで作業し、互いに声をかける姿を見て、『健全な体⇒仕事に集中⇒事故ゼロ!』をかっこいいと思いました。これからも健やかな睡眠と食事、体づくりにおいてもプロを意識して『事故ゼロ!』にしましょう。

- 事務局だより-

☆ 2 月 6 日 (火)

建設廃棄物部会が栃木県立美術館普及分館会議室において開催され、五月女委員長をはじめ15名が出席しました。

(公社)全国産業資源循環連合会法制度対策委員会が Web 会議において開催され、神山副会長が 出席しました。

☆ 2 月 16 日 (金)

公益社団法人全国産業資源循環連合会全国正会員事務局責任者会議が Web 会議において開催され、湯澤専務理事と大森事務局長が参加しました。

☆ 2 月 21 日 (水)

関東地域協議会災害廃棄物委員会がWeb会議において開催され、菊池会長と大森事務局長が出席しました。